

雲石町教職員働き方改革プラン

令和5年10月

雲石町教育委員会

栗石町教職員働き方改革プラン

<目次>

1	趣旨(はじめに)	1
2	プランの位置づけ及び期間	1
3	本町における教職員の長時間勤務の現状について	2
4	プランの目標	2
5	具体的な取組内容	2
6	推進体制	4

1 趣旨（はじめに）

現在の社会経済情勢が大きく変容していく中で、学校・教職員の役割は多様化・複雑化し、全国的に教職員の長時間労働の問題が看過できない状況にあります。

国においては、平成31年1月に中央教育審議会でとりまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申を受け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)」を改正し、教員の時間外在校等時間（以下、「時間外勤務時間」）の上限等に関する指針を示すなど、答申の具体化に向け、必要な条件整備を進めているところです。

また、岩手県教育委員会では「岩手県教職員働き方改革プラン(令和3年度～令和5年度)」を策定し、学校における働き方改革の実現に向けた取組を推進しています。この改革プランにおいては、県立学校及び県教育委員会が実施する取組と目標が示されているほか、市町村立学校の働き方改革の実現に向けて、市町村教育委員会が学校とともに取り組むべき内容が盛り込まれています。

雫石町教育委員会(以下、「町教委」)では、雫石町立小中学校教職員(以下、「教職員」)の働き方改革を推進することによって、教職員が健康的にやりがいをもって子どもたちに向き合うことができる学校教育環境を整備することが児童生徒へより質の高い学校教育の提供につながるものと捉え、町立小中学校と連携・協力し、教職員の安全と健康確保等の取組を進めていきます。

2 プランの位置づけ及び期間

(1) プランの位置づけ

本プランは、学校における働き方改革を推進するため、「岩手県教職員働き方改革プラン(令和3年2月岩手県教育委員会)」を参酌し、町教委及び雫石町立小中学校が実施する「教職員働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的な取組等を示したものです。

(2) プランの期間

本プランは、令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までの3年間を実施期間とします。

3 本町における教職員の長時間勤務の現状について

学校種別	年度	該当者数 (延べ人数)	45 時間以上	80 時間以上	100 時間以上	年 360 時間 超
			80 時間未満 (月)	100 時間未満 (月)	(月)	
小学校	R3	214	201	13	0	38
	R4	159	156	3	0	38
中学校	R3	192	165	26	1	25
	R4	175	138	34	3	22

(令和 3 ～ 4 年度調査結果/月 45 時間以上延べ人数)

4 プランの目標

○教職員の時間外勤務時間の縮減

- (1) 時間外勤務時間が月 80 時間以上の者の割合をゼロにする
- (2) 時間外勤務時間（週休日の部活動指導従事時間を除く）が月 45 時間超、年 360 時間超の者を段階的に縮減し、令和 7 年度までにゼロにする

5 具体的な取組内容

① 町教委の取組

○教職員の負担軽減の取組

- (1) 「チームとしての学校」の推進
 - ・ ICT 支援員の各校巡回対応
 - ・ 学校支援員の配置拡大
 - ・ 事務の共同処理の推進
 - ・ 地域学校協働活動推進員を窓口とした地域ボランティアの活用推進
 - ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置
- (2) 教職員業務改善
 - ・ 各教職員の時間外勤務時間の縮減に必要となるハード及びソフト面の整備
 - ・ 月 80 時間超の時間外勤務をした教職員が在籍している管理職を対象に、原因確認と時間外勤務時間の縮減に向けた取組状況を適宜聞き取りし、改善に向けて協働していく
 - ・ 会議及び研修会並びに行事の精選と見直し
 - ・ 報告事務の精選と軽減

- ・統合型校務支援システムの導入準備（令和6年度から配置予定）
- ・学校給食費の公会計処理
- ・留守番電話機能の活用
- ・保護者や地域等に働き方改革への理解や協力を求めるためのリーフレットの活用促進

（3）部活動の適正な運営

- ・部活動指導員の配置
- ・「中学校部活動の在り方検討委員会」における休日の部活動の地域移行に向けた検討

< 雫石町の部活動休養日及び部活動時間の基準 >

○休養日について

原則、週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）

○活動時間について

平日における1日の活動時間は2時間程度、学校の休業日は3時間程度

○教職員の健康確保等の取組

（1）勤務時間の適正管理

- ・タイムカード等による勤務時間の状況把握（学校単位での結果を毎月報告）
- ・町独自の教職員勤務状況等調査（年1回実施）
- ・産業医による長時間勤務者の面接指導体制の整備
- ・学校閉庁日の設定（お盆、年末年始等）
- ・労働基準法第36条における協定締結の推奨

（2）心とからだの健康対策

- ・ストレスチェックの実施（年2回、分析結果の公開）
- ・定期健診の実施（年1回）、各がん検診の実施（毎年4月）
- ・産業医による高ストレス判定者への面接指導の利用促進

（3）衛生委員会の設置・運営

- ・学校教職員衛生委員会の開催（年2回）
- ・各学校衛生委員会の内容把握、情報共有

② 町立小中学校の取組

（1）教職員の業務改善の推進

- ・業務内容の見直しにより、教職員の教材研究等に充てられる時間を捻出する
- ・管理職はじめ各教職員の業務内容を把握し、時間外になる原因を追究し改善に努める

(2) 学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化の推進

- ・行事等の精選と見直し
- ・業務において特定の教職員に比重がかからないよう業務分担し、また担当する人数を増やして1人あたりの負担を軽減する
- ・コミュニティスクールを活用し学校と地域が担う業務を明確に分担し、裁量委譲を行う

(3) 長時間勤務者の要因分析及び改善に向けての取組

- ・各校の管理職が主導し、教職員ごとに時間外勤務時間の上限目標値を設定する。教職員がそれぞれ目標値に向けて時間外勤務の削減に取り組み、また四半期ごとの管理職との面談を行い進捗状況を把握しながら、時間外勤務となっている要因を分析する
- ・学校主体で勤務状況調査を兼ねたアンケートを年2回実施する。その結果をもとに管理職が現場状況を把握し、学校運営の改善に活かしていく。なお、結果については学校単位で事後、町教委へ報告し情報共有に努める
- ・タイムカードによる客観的把握や業務管理等により、長時間勤務者とその要因について状況を分析し、改善を図る

(4) 部活動の適正化

- ・国が定める部活動指導のガイドラインの周知を図るとともに運用状況を把握し、適切な休養日及び活動時間については「岩手県における部活動の在り方に関する方針」の基準順守を徹底する。また、部活動の段階的な地域移行等について、国の動向を踏まえながら、調査及び検証に取り組む

(5) 教職員の健康管理

- ・労働安全衛生管理体制を整備し、職員会議等と併せて安全衛生に関する情報提供を行うなど、各学校の実効的な取組につなげる

6 推進体制

毎年度、PDCA サイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）の考え方にに基づき、町教委及び町立小中学校長会において「5 具体的な取組内容」で掲げた各学校および教職員による取組の進捗状況の把握や目標達成状況の分析・評価を行い、必要に応じ、目標及び具体的な取組の見直しや、町教委によるハード及びソフト面の整備並びに学校における業務改善を行いながら、本プランを着実に推進し、教職員の働き方改革を実現していきます。